

「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境 の在り方に関する研究会」（第5回会合）

事務局資料 （標準必須特許ライセンス紛争を巡る状況について）

令和3年7月12日

経済産業省競争環境整備室／知的財産政策室

【目次】

1. 標準化とS E P

2. S E Pの重要性の高まり

3. S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

4. S E Pライセンスにおける論点

(参考) S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向 (詳細)

1. 標準化とSEP：標準化とその意義

- 電気電子・情報通信等の分野においては、異なる製品間の接続方式や情報伝達方式等について共通の事項を定める標準化の取組が積極的に行われている。
- 標準化された規格（標準規格）が広く普及することは、製品間での相互接続性の確保や、新規参入の増加等を通じて、結果的に、イノベーションの促進や消費者便益の向上に繋がる可能性がある。

【標準化と標準規格の定義】

□ 標準化 (Standardization)

自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化する事柄を少数化、単純化、秩序化すること。

□ 標準規格 (Standards)

標準化によって制定される取決め。

【標準化の事例】

□ 標準化は多様な分野で行われているが、その中でも標準必須特許（SEP）の取引が活発に行われている標準規格の例としては、以下が挙げられる。

- 動画圧縮標準規格（DVD 等）
- モバイル通信規格（スマートフォン 等）
- 無線LAN規格（ノートパソコン 等）
- 急速充電規格（電気自動車 等）

【製品・サービスの標準化の長所】

✓ 市場創造・拡大

- ・標準化によって、一定の水準の製品・サービスを提供する事業者が増え、当該市場が拡大する可能性がある。

✓ 市場の安定

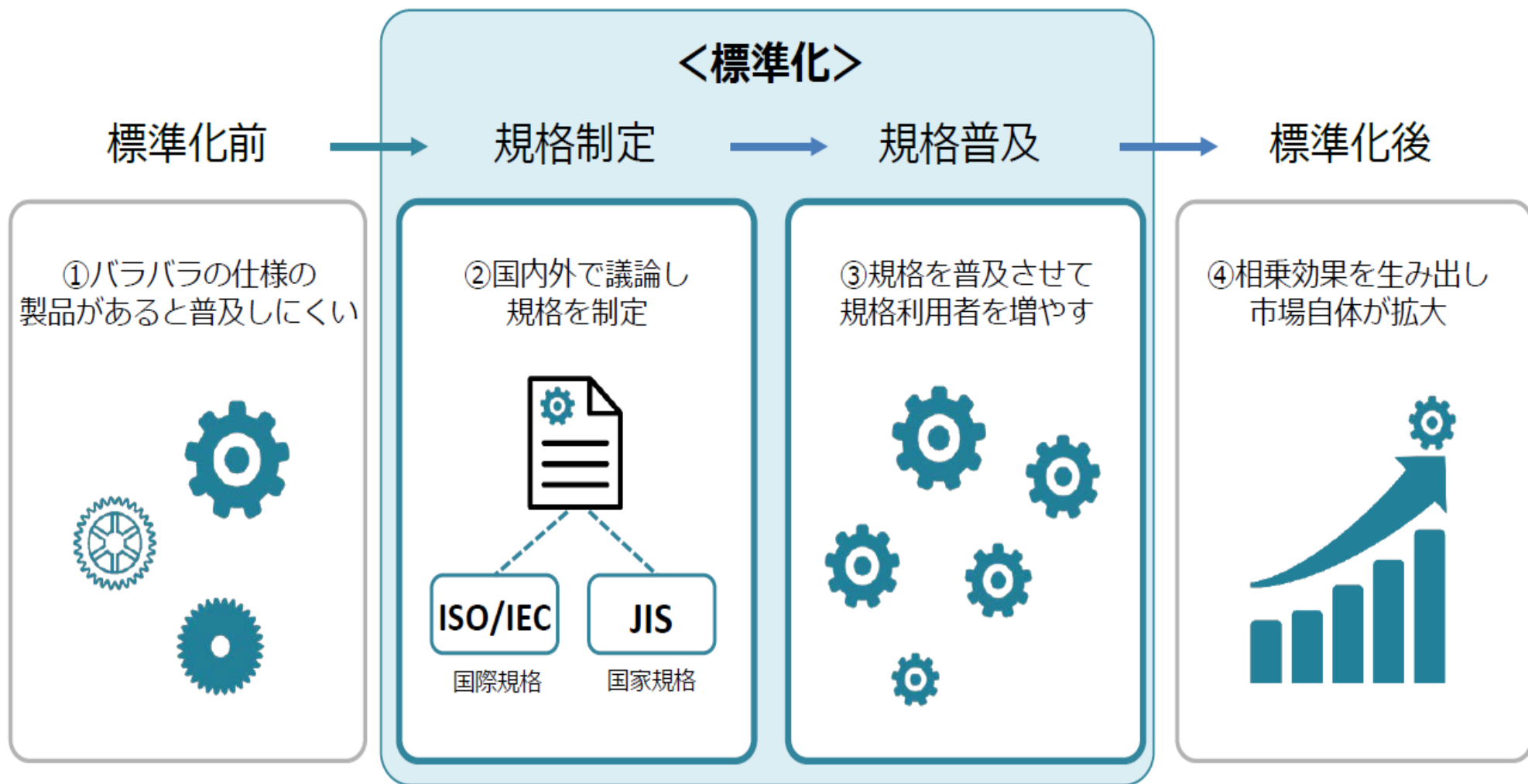
- ・標準化によって、粗悪品や類似商品の排除、製品・サービスの質の保証が実現される可能性がある。

✓ 競争領域の限定

- ・標準化された領域では差別化が難しくなるため、非標準領域にリソースを重点配分できる可能性がある。(※)

※製品・サービスの品質の測り方が標準化される場合は、測り方は差別化が難しくなるが、測られる対象となる品質において差別化が可能となる。

(参考) 標準化のイメージ



1. 標準化とSEP：SEPの定義とFRAND宣言

- 国際的な標準規格の普及により、標準規格で規定された機能等を実現する上で必須の特許である「標準必須特許」（SEP）が登場。
- SEPに基づく権利行使を行う場合、SEP権利者は、自らが保有するSEPを合理的・非差別的な条件（FRAND条件）の下でライセンスすることを、標準化団体に対して事前に宣言する（FRAND宣言）必要がある。

※FRAND宣言される特許には、当該規格について必須性を満たさないものもあるとされる（「SEP」と「SEPとして宣言される特許」は必ずしも一致しない）が、本報告書では区別せずにSEPと呼ぶ。

【標準必須特許とFRAND宣言】

□ 標準必須特許（SEP：Standard-Essential Patent）

標準規格で規定された機能、効用を実現するために必須となる特許。

□ FRAND宣言（Fair, Reasonable And Non-Discriminatory）

合理的・非差別的な条件（FRAND条件）の下で、実施者へのライセンスを行うという宣言。標準化機関のメンバーは、制定予定の標準規格に係わる必須特許を所有している場合には、対象特許の詳細と、当該機関のIPRポリシーに沿った「IPR宣言書」を標準化機関に提出する。

※当該宣言に伴う義務は、SEPの譲渡により権利者が変わった場合であっても、全ての譲受人に引き継がれることが一般的（ITU-T/ITU-R/ISO/IEC共通パテントポリシー、IEEEパテントポリシー、デュッセルドルフ高等裁判所判事（Unwired Planet対Huawei事件、2019年）等）。

（参考）標準化機関の I P Rポリシー

【国際電気通信連合（ITU）、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）】

- 国際標準化機関であるITU、ISO及びIECは、2007年にIPR ポリシーを統一し、「ITU-T/ITU-R/ISO/IEC 共通特許ポリシー」を制定。当該共通IPRポリシーでは、標準化機関のメンバーが必須特許宣言を行う場合、下記のOptionのいずれかを選択した宣言書を標準化機関に提出することが定められている。

＜ITU、ISO、IECへの宣言書における選択肢＞

- Option-1 : FRAND条件で無償ライセンス
- Option-2 : FRAND条件でライセンス
- Option-3 : Option-1もOption-2も選択しない

※Option-3の場合、当該特許の技術内容を回避するよう標準規格書を修正又は標準化を断念。

【欧州電気通信標準化機構（ETSI）】

- 欧州の地域標準化機関であるが、モバイル通信規格（3G、4G、5G 等）に関するSEPのデータベースが最も充実しており、モバイル通信規格のSEPについて多くの宣言がなされている。ETSIの特許ポリシーでは、ETSIの事務局長が、標準規格に必須の特許における取消不能なライセンスをFRAND条件で許諾する用意があることを示す書面を所有者に求めるものとされている。

【米国電気電子学会（IEEE）】

- 米国の電気工学・電子工学分野の学会であるIEEEは、内部に標準規格策定部門を有している。IEEEのIPRポリシーでは、特許権者等は以下のいずれかを選択した宣言書を提出することが定められている。

＜IEEEへの宣言書における選択肢＞

- a. 無償でライセンスする
- b. FRAND条件で有償ライセンスする
- c. 権利行使しない
- d. ライセンスする意思がない

1. 標準化とSEP：SEPの必須性

- FRAND宣言される特許には、当該規格について必須性を満たさないものもあるとされる。
- 標準化機関は、宣言されたSEPの必須性を判断せず、権利者・実施者間のライセンス交渉に任せている。背景には、費用負担や評価結果に関する責任の所在、独禁法違反のリスクなどの問題があるとされている。

【標準化機関が公表している免責事項】

□ ETSI

公開声明において、ETSI事務局はライセンス交渉には関与しないことが明記されている。

□ IEEE

パテントポリシーにおいて、IEEE事務局の免責事項として以下の項目が記載されている。

- ライセンスが必要となる可能性のある必須特許クレームの特定
- 特許クレームの有効性、本質性、または解釈の決定
- ライセンス契約で提供されているライセンス条件が合理的であるか差別的でないかの判断
- 実装が標準準拠であるかどうかの判断

【標準化機関による必須性判定に関する課題】

□ 費用負担

標準化団体内には、SEPの必須性を判断できる人材がほとんど存在しない。外部委託する場合、多数の特許（LTE規格は約25,000件）の評価費用（数百万程度／件）を誰が負担するかという課題があるとされている。

□ 評価結果の責任の所在

訴訟において評価結果が否定された場合に誰が責任を負うのかという課題があるとされている。

□ 独禁法違反のリスク

標準化団体がライセンス料の算定方法やライセンス先の在り方について判断することは、独禁法違反となるリスクがあるとされている。

(参考) SEPの必須性評価

- 日本には、SEPの必須性を特許庁が評価する仕組みが存在。欧州でも、SEPの必須性評価に関する制度創設の検討が進められている。

【特許庁におけるSEPの必須性判定制度】

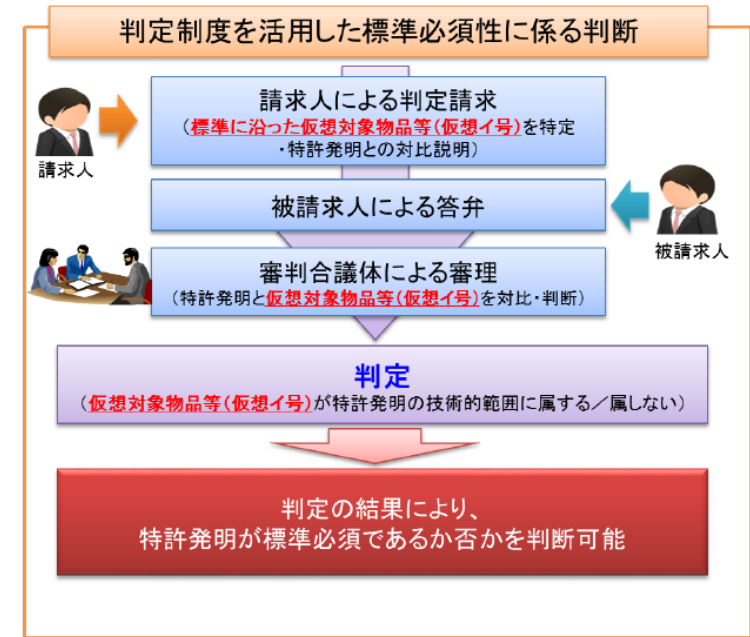
- 特許法に基づく判定制度（請求に応じて、特許権の設定に関与した特許庁が、その特許発明の技術的範囲について中立・公平な立場から公的な見解を表明する制度）において、標準必須性に係る判断のための判定を請求することが可能。

<制度の特徴>

- 高度な専門性を有する3名の審判官による審理
 - 中立・公平な立場での判断
 - すばやい結論（最短で3ヶ月）
 - 安価な費用（判定請求料は1件4万円）
- ※行政サービスの一種であり法的拘束力はない

【欧州におけるSEPの必須性評価の検討】

- 欧州委員会は、知的財産に関する行動計画（2020年11月）において、SEPライセンスに関する法的確実性の向上と訴訟費用の削減の観点から、第三者による独立したSEPの必須性確認制度の創設を検討するとしており、同日、SEPの必須性評価に関するパイロットスタディに関する報告書が公表されている。
- 欧州委員会が設置した専門家グループの活動報告書（2021年1月）でも、標準規格の承認後、SEP権利者から宣言されたSEPの必須性を独立した機関（例：欧州特許庁のような特許庁又は公認法律事務所等）が確認する方法について、一部のメンバーより提案があったとされている。



【目次】

1. 標準化とS E P

2. S E Pの重要性の高まり

3. S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

4. S E Pライセンスにおける論点

(参考) S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向 (詳細)

2. SEPの重要性の高まり：標準規格の普及によるSEPの宣言数の増加

- 近年の技術の複雑化や標準規格の普及により、SEPの宣言数は増加を続けている。

【SEP宣言数（モバイル通信規格の例）】

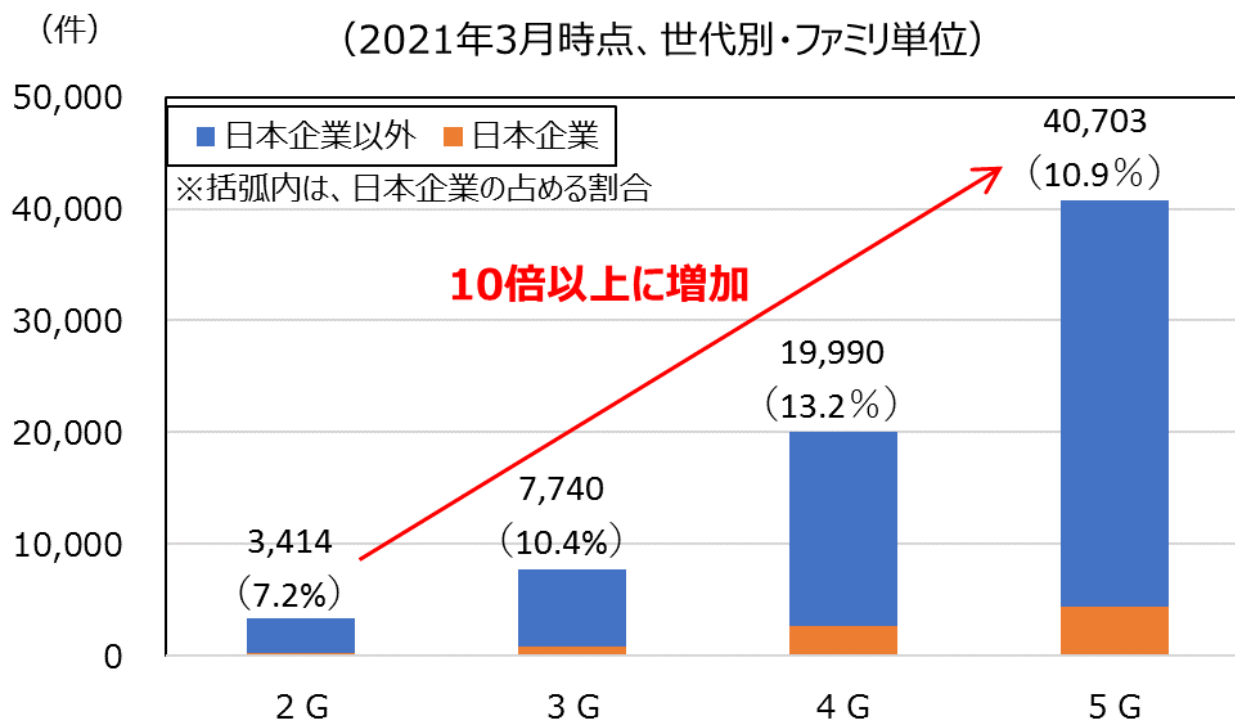
- 3GPPで仕様が策定されたモバイル通信規格について、ETSIに対してなされたSEPの宣言数は、2Gの約3,400件から5G（※）の約40,000件（2021年3月時点）へと、増加の一途を辿っている。

※5Gは、通常の携帯端末用途を想定したRelease 15に引き続き、自動車やIoTへの用途拡大を目指した取組（Release 16、Release 17）が進展しており、今後も、SEPの宣言数は更に増加する可能性が高い。

- 全宣言数に占める日本企業の割合は、概ね10%程度で推移している。

モバイル通信規格に関するETSIへのSEP宣言数の推移

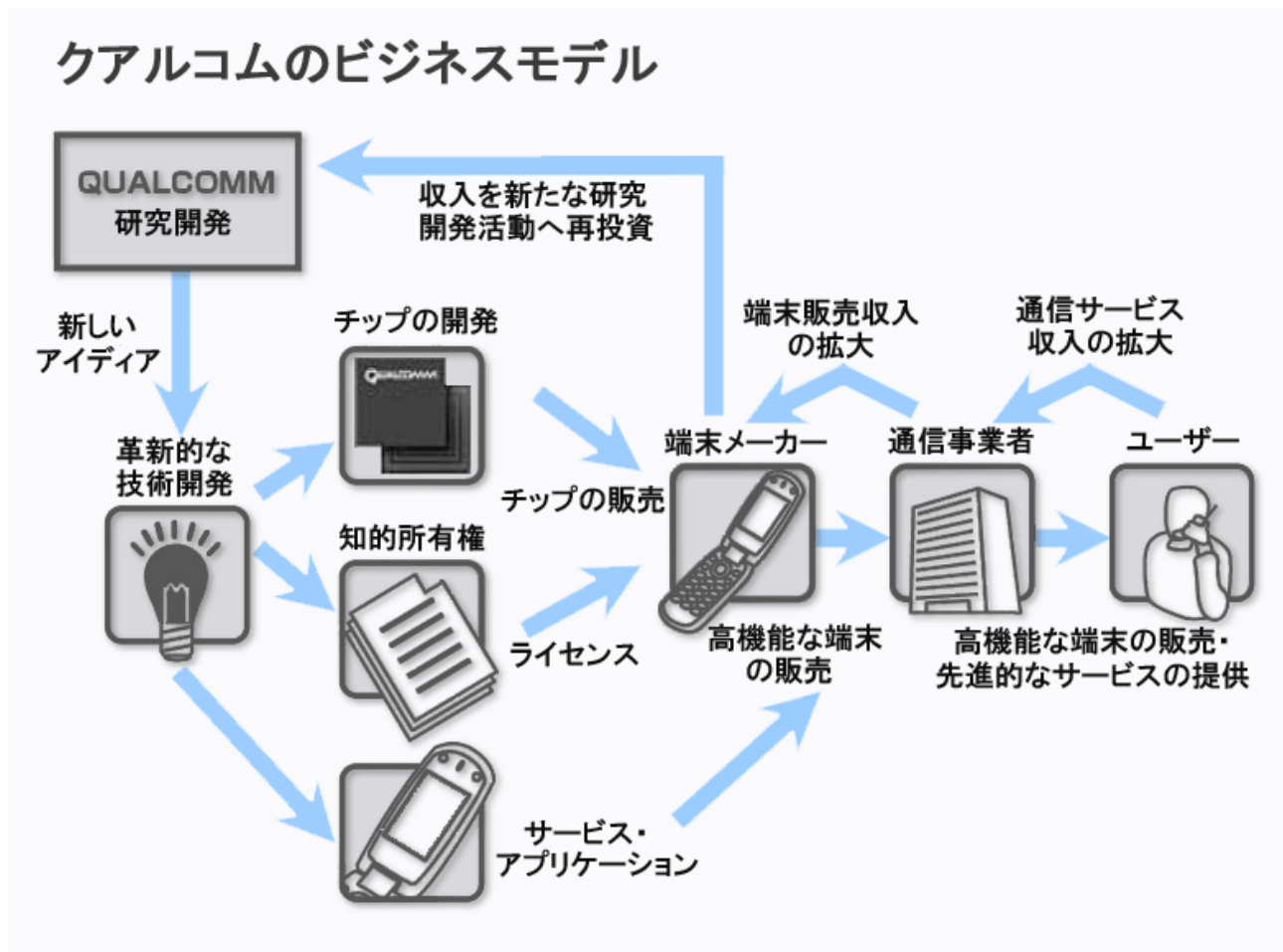
（2021年3月時点、世代別・ファミリー単位）



2. SEPの重要性の高まり：標準化活動やSEPを核としたビジネスモデルの出現

- 標準化の重要性の高まりを背景に、「技術開発 → 標準化活動とSEPの権利化 → ライセンス料の獲得」のサイクル等を通じて、多額の利益を上げるビジネスモデルも出現。

【例：Qualcomm（※）のビジネスモデル】



※モデムチップ等を設計・販売を行う半導体メーカー

（出典）「クアルコムがにらむ"次の10年"」—山田純社長に聞く（後編）：日本でのCDMAサービス開始10周年」（ITmedia Mobile、2008年6月16日）

2. SEPの重要性の高まり：隣接した業種間でのSEPライセンス（従来）

- スマートフォンや無線LAN規格に対応したノートパソコン・ゲーム機の普及により、2000年代後半より、エレクトロニクス業界内で、隣接した業種間（情報通信業界とコンピュータ業界）でのライセンスが始まった。

【無線LAN規格に対応したパソコン・ゲーム機の登場】

- IEEEにおいて無線LAN規格（Wi-Fi）に関する標準化が進められ、当該規格の通信速度等の性能が向上する中で、ノートパソコンやゲーム機、携帯電話等へのWi-Fi搭載が進展。
- これらの製品の普及に伴い、Wi-Fi関連規格のSEP権利者である情報通信機器メーカー等とノートパソコン等を製造・販売するコンピュータメーカー・半導体メーカー等の間で、ライセンス紛争が多発。



【コンピュータと電話が融合したスマートフォンの登場】

- コンピュータメーカーが、コンピュータの機能（アプリケーションをインストールして利用 等）と電話の機能を融合させたスマートフォンを開発。
- スマートフォンの世界的な普及に伴い、モバイル通信規格のSEP権利者である情報通信機器メーカー（従来より携帯電話を製造・販売してきたメーカー等）とスマートフォンを製造・販売するコンピュータメーカー等の間で、ライセンス紛争が多発。

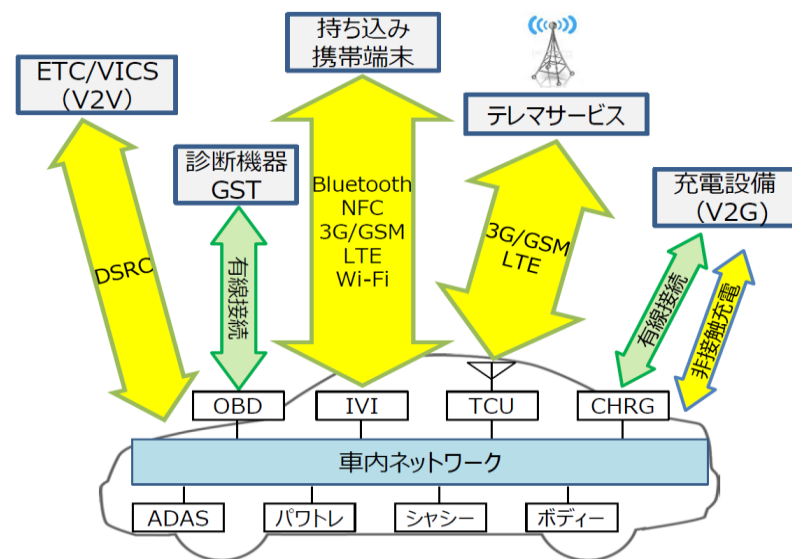


2. SEPの重要性の高まり：異業種間SEPライセンス（現在）

- IoT化の進展を背景として、2010年代より、モバイル通信規格のSEPに関して、エレクトロニクス業界の枠を超えた異業種間ライセンスが始まった。
- 現時点での中心は、主に情報通信分野と自動車業界の間でのライセンスであり、自動車関連企業を主たるライセンス先とするパテントプールも存在。

【自動車への外部接続機能の搭載】

- 自動車産業において、CASE（Connected、Autonomous、Shared & Service、Electric）が大きな潮流となる中、自動車と外部の接続（無線・有線）は、増加していく見込み。
- 無線通信機能については、欧州では、eCallと呼ばれる自動緊急通報システムの搭載が、新型車を対象に義務化されている。ロシアでも、ERA-GLONASSと呼ばれる同様のシステムの搭載が、新型車を対象に義務化されている。



【AVANCIの概要】

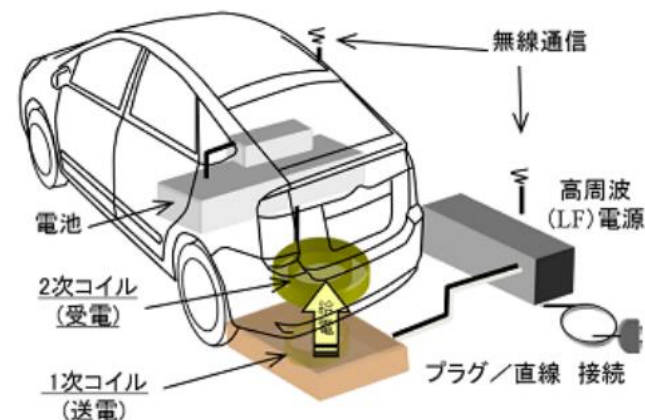
- 会員が保有する無線技術に関するSEPを、IoT関連の製品を製造・販売する企業に対して定額でライセンス。
- 当初は、コネクテッドカーやスマートメーター向けのモバイル通信規格（2G/3G/4G）のライセンスを実施。その後、他のIoT製品分野にもサービスを拡大する予定としている。
※米国の司法省は、AVANCIの5G関連SEPプラットフォームについて、競争を阻害する恐れはないと結論付けるビジネスレビューを発出（2020年7月）。
- 会員（権利者）は41社、ライセンス先（実施者）は15社（2021年6月末時点）とされている。

2. SEPの重要性の高まり：異業種間SEPライセンス（今後）

- IoT化の更なる進展により、今後、自動車に限らず、多様な産業製品に電気電子・情報通信分野を中心とした標準規格の利用が拡大していく見込み。

【ワイヤレス電力伝送（WPT）システム】

- 電力を無線で送受電することで迅速な充電を可能とするシステム。
- 電気自動車の充電用WPTシステムについては、既にIEC標準が存在。デジタル家電やセンサーネットワーク・産業機器等の充電用WPTシステムの標準化についても、検討が進められている。
- 権利者は、電力・情報通信系企業が中心と想定されるが、異なる分野（繊維、印刷 等）の企業も権利者となる可能性もある。
- 実施者は、自動車、建設、介護等、幅広い分野の企業が想定。



(出典) ブロードバンドワイヤレスフォーラムHP

【トラステッドコンピューティング】

- 安全な情報処理環境を実現するための技術。
- 標準化機関TCG (Trusted Computer Group) が策定したセキュリティチップの仕様 (TPM : Trusted Platform Module) は ISO/IEC標準となっており、パソコンや通信機器等の製品で利用。近年、TCGが自動車向けのTPM仕様を策定するなど、今後、自動車をはじめとする多様な産業分野への適用範囲拡大が見込まれる。
- 権利者は、コンピュータ・ソフトウェア・半導体関係の企業が中心と想定。
- 実施者は、多様な産業分野の企業が想定。

自動車向けのTPM仕様 (※) の機能例

- ECU (電子制御ユニット) で用いられているファームウェア/ソフトウェアの完全性検査を行い、報告
- ECUで用いられる暗号鍵を生成、収納、管理
- ECUの完全性の認証と保証
- ECUに用いられるファームウェア/ソフトウェアのセキュアな更新
- ECU内情報の書き戻しを防ぎ、記憶装置を安全に管理

※ TCG TPM 2.0 Automotive Thin Profile

【目次】

1. 標準化とS E P

2. S E Pの重要性の高まり

3. S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

4. S E Pライセンスにおける論点

(参考) S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向 (詳細)

3. SEPライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向：SEPライセンスを巡る課題

- SEPライセンスを巡る課題には、実施者から見た課題（ホールドアップ）と権利者から見た課題（ホールドアウト）の双方が存在。
- ホールドアップは、実施者による標準規格の採用やそれにより実現される可能性のあるイノベーションを妨げる恐れがある一方、ホールドアウトは、標準規格の策定・普及やそのために必要となる技術開発といったイノベーションの基盤作りを妨げる恐れがある。
- いずれの場合にも、イノベーションが阻害され、本来得られるはずの消費者便益の低下に繋がる恐れがある。

【SEPライセンスを巡る課題】

ホールドアップ（実施者から見た課題）

SEPは、標準規格を採用した製品を製造する際に必ず使用しなければならないため、実施者にはSEPを使用しないという選択肢が無い。

また、権利者は、侵害被疑製品を詳細に分析する必要がないため、特許権の侵害を主張することが容易。



侵害しているSEPが1件であったとしても、差止めを受ければ、標準規格を採用した当該製品を販売できなくなる。このため、実施者は、通常の特許と比べて不利な条件を受け入れざるを得なくなる恐れがある。

ホールドアウト（権利者から見た課題）

権利者には、FRAND宣言に基づき、合理的・非差別的な条件でのライセンスが求められる。
当該条件を満たしていないと判断された場合、権利行使が認められない可能性が高い。



権利行使が認められにくいと考えた実施者が、ライセンス交渉に誠実に対応しない恐れがある。
このため、権利者は、標準規格の策定やそのための技術開発に費やした費用を回収できなくなる恐れがある。

3. S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向：年代別の動向①

【2000年代の主要動向】

- 公的な国際標準化機関（I T U、I S O、I E C）が、共通のI P Rポリシーを策定。S E Pに基づく権利行使の前提として、標準化機関へのF R A N D宣言が必要になるとの考え方が定着。
- 各国において、モデムチップ等を設計・販売するQualcommと携帯端末メーカー間のライセンス紛争が発生。

【2010年代前半の主要動向】

- スマートフォンや無線L A N規格に対応したノートパソコン・ゲーム機の普及により、エレクトロニクス業界内での異業種間ライセンス紛争（情報通信業界とコンピュータ業界）が本格化。
- F R A N Dなライセンス料には、複数の算定方法があり得るという方向性が判決を通じて示された。
- 国内でも、S E Pに基づく差止請求・損害賠償請求訴訟に関する判決が出された。

【2010年代後半の主要動向（政策、標準化機関）】

- 各国政府が、多数の政策文書（競争法ガイドラインを含む）を発出。
- 主要な標準化機関がI P Rポリシー等を改訂。

3. S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向：年代別の動向②

【2010年代後半の主要動向（裁判、当局の措置）】

- 欧州では、ドイツを中心にS E P関連裁判が増加傾向となった。ドイツでは、外国訴訟差止命令（A S I：Anti-Suit Injunction）※請求に対する差止命令（A A S I：Anti-Anti-Suit Injunction）を同国で初めて発出。
※外国の裁判所において訴訟を開始又は継続することを禁止する命令。
- 欧州司法裁判所がHuawei対ZTE事件の予備的判決において、S E Pに基づく差止請求訴訟が競争法違反に該当しない場合の判断基準として、当事者間の誠実なS E Pライセンス交渉の枠組みを提示し、世界的に注目を集めた。同予備的判決は、E U各国の裁判所の判断も拘束するため、これ以降、欧州のS E P差止請求訴訟では、当該枠組みを参照しながら、誠実交渉義務に関する検討が行われることとなった。
- I o T化の進展を背景として、エレクトロニクス業界の枠を超えた異業種間ライセンス（主に、情報通信業界と自動車業界）に関する訴訟が始まる。
- 競争法違反により、中国・韓国の競争当局がQualcommに対して制裁金を賦課。

<参考> 欧州連合司法裁判所の予備的判決に基づく誠実なS E Pライセンス交渉の枠組み

1. SEP権利者が、被疑侵害者に対して、裁判所に訴えを提起する前に警告を行い
2. 被疑侵害者が、FRAND条件でライセンス契約を締結する意思がある旨を表明し
3. SEP権利者が、具体的なライセンス条件を提示し
4. 被疑侵害者が、SEP権利者からの申し出を拒絶する場合には対案を提示する
5. 当事者間でライセンス交渉が合意しなかった場合には、ライセンス料等の決定を裁判所等に求めることができる

3. SEPライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向：年代別の動向③

【2020年以降の主要動向（政策）】

- ❑ 各国政府が多数の政策文書（競争法ガイドラインを含む）を発出。
- ❑ 欧州では、ライセンスにおける透明性と予見可能性を重視する方向性が示された。また、ドイツ連邦議会及び連邦参議院は、改正特許法案（個別の事案の特段の事情及び信義則の要件により差止請求権が制限される場合がある旨等を追加）を可決。今後、大統領による署名を経て公布・施行される予定。
- ❑ 米国では、司法省が、AVANCIの5G関連SEPプラットフォームについて、競争を阻害する恐れはないと結論付けるとともに、SEPに基づく差止請求権は失われていないこと、合理的なライセンス料の算定には複数の方法があり得ること等を明示。
- ❑ 中国では、当局が競争法違反判定の際の考慮基準を示すとともに、裁判所がケース分析を公表。
知的財産分野に限らない動きとして、外国からの制裁に対する中国の対抗措置を定めた「反外国制裁法」が成立・施行。

【2020年以降の主要動向（裁判）】

- ❑ エレクトロニクス業界の枠を超えた異業種間ライセンス紛争（主に、情報通信業界と自動車業界）が本格化。
- ❑ 異業種間でサプライチェーン内でのライセンス先が争点となっていることや、欧州司法裁判所の予備的判決（CJEU判決）に基づく誠実交渉の枠組みに相当程度解釈の余地があるという状況下において、ドイツ地裁は、①License to Allの義務の有無と、②当該判決の要件の具体化に関する欧州司法裁判所への質問付託を決定していたが、当事者間での和解により取り下げられた。
- ❑ 英国最高裁は、CJEU判決の枠組みには、状況に応じた柔軟性が組み込まれていると判示。ドイツ最高裁も、当該枠組みに則って検討を行いつつ、支配的地位の濫用に当たる行為は状況によって変わり得ると判示（当該判決をガイドラインと表現）。
- ❑ 国際的な裁判管轄に係る裁判例（一国の裁判所によるFRANDなグローバルライセンス条件の決定、外国訴訟差止命令（ASI）や、AASI（Anti-ASI）等）が増加。
- ❑ 米国の反トラスト訴訟（控訴審）で、最終製品メーカーに対してのみライセンスする方針には競争法上の問題はない（契約・特許法に基づいて判断されるべきもの）と判示。

【目次】

1. 標準化とS E P

2. S E Pの重要性の高まり

3. S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

4. S E Pライセンスにおける論点

(参考) S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向 (詳細)

4. SEPライセンスにおける論点

- SEPライセンスにおける論点は、国際的な裁判管轄に関係するものを除くと、いずれもFRAND条件（合理的・非差別的）を満たしているか否かに関するもの（当該条件を満たすか否かによって、SEPに基づく権利行使の可否が決まるため）。
- 具体的には、FRAND条件を満たす①ライセンス先の在り方、②ライセンス条件の在り方、③ライセンス交渉過程の在り方の3つに分けられる。

【SEPライセンスにおける3つの論点】

① ライセンス先の在り方

権利者は、標準規格を採用した製品のサプライチェーンから、ライセンス契約の相手方を選択できるか否か。

② ライセンス条件の在り方

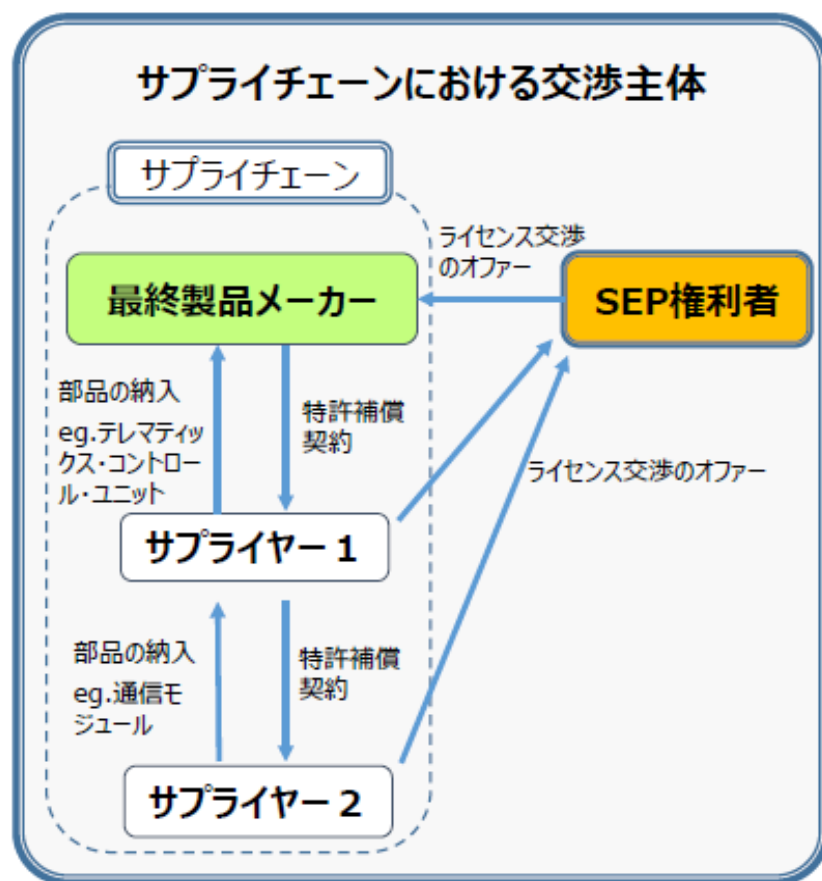
合理的・非差別的なライセンス条件は、どのような方法で決定されるのか（ライセンス料の算定方法 等）。

③ ライセンス交渉過程の在り方

ライセンス交渉の各段階において、当事者（権利者、実施者）には、どのような対応が求められるか。

4. SEPライセンスにおける論点： ①ライセンス先の在り方

- 業界慣行の違いもあり、異業種の権利者・実施者間で主張が対立。
- サプライヤーからの求めに応じて、SEP権利者が当該サプライヤーに優先的にライセンスする義務（License to Allの義務）が存在するか否か、という点について、ドイツ地裁が欧州司法裁判所への質問付託を決定していたが、当事者間での和解により取り下げられた。



SEP権利者の主張

- SEP権利者が最終製品メーカーに対してライセンス交渉の当事者となることを求めた場合に、最終製品メーカーが全く交渉に応じないことは不適切
- **License to all**は採用すべきでない
- 差別的な解釈は**Access for all**に止まると考えるべき



最終製品メーカーの主張

- 部品メーカーであるサプライヤーがライセンス交渉の当事者となることを求めてきた場合に、SEP権利者が交渉を拒むことは差別的であり、FRAND義務に反する
- **License to all**を採用すべき

(参考) 「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」における記載

- ライセンス交渉の主体のレベルは、個々のケースごとに決定するものであるが、特許権者は、ライセンスを管理しやすくする等の観点から、最終製品メーカーとライセンス契約を締結することを望む傾向。

他方、最終製品メーカーは、当該部品等について最も技術的な知見を有するサプライヤーがライセンス契約の当事者となることを望む傾向。この傾向は、特に、ライセンス料の支払いについては、サプライヤーが責任を負う旨の特許補償契約を受け入れることが慣行となっている業界で強く見られる。

- 最終製品メーカーの中には、部品メーカーであるサプライヤーがライセンス交渉の当事者となることを求めてきた場合に、特許権者が交渉を拒むことは差別的であり、FRAND義務に反するとの意見が見られる。

一方で、特許権者が最終製品メーカーに対してライセンス交渉の当事者となることを求めてきた場合に、最終製品メーカーが全く交渉に応じないことは不適切だという意見もある。

- 特許発明の本質的な部分が、サプライヤーの供給する部品に閉じている場合は、サプライヤーがライセンス交渉の主体となることが適切であるという意見がある一方、特許発明の本質的な部分が最終製品に貢献している場合は、最終製品メーカーがライセンス交渉の主体となることが適切であるという意見もある。

(参考：「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」Ⅱ.B.2)

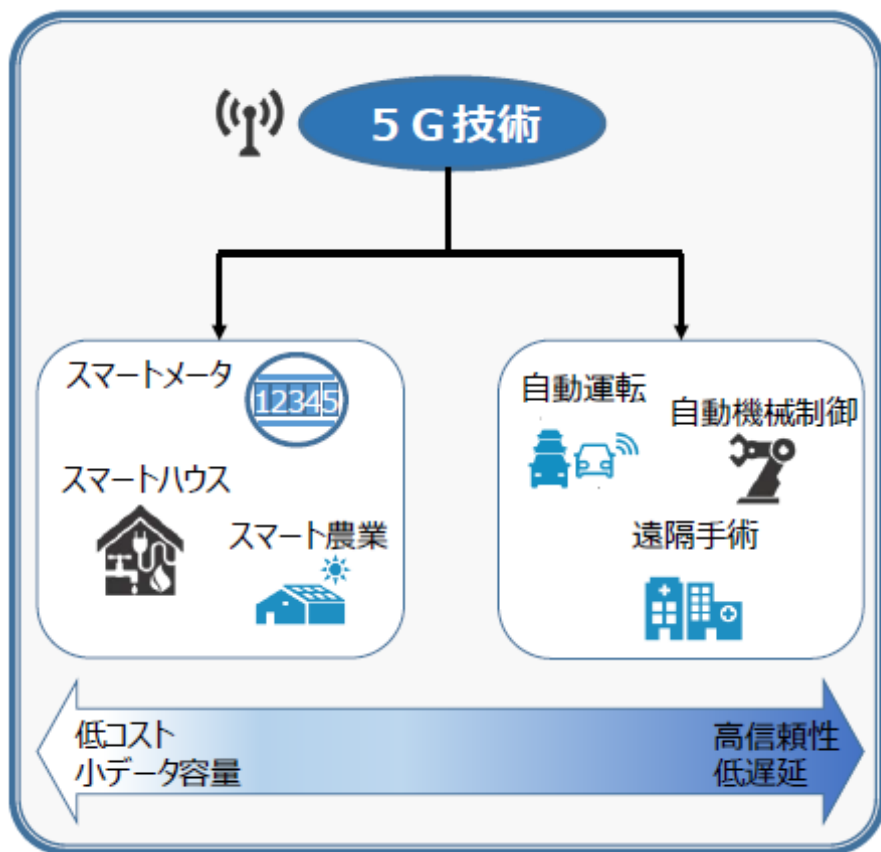
(参考) 「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」における記載

- 製品販売後に、特許権者からライセンス料を要求された場合に、サプライチェーン内でどう分担するかが問題となることがある。
- ライセンス料の支払いをサプライヤーが負う旨の特許補償契約が締結されている場合、仮に最終製品メーカーが主体となって交渉したライセンス料が、部品価格に比べ過大であっても、サプライヤーは負担を求められる可能性。
- こうした事態を避けるため、SEPを対象から除いている特許補償契約もある。また、サプライヤーが過大な負担を負うことを避けるよう、特許権の請求範囲の発明の本質部分に応じて、サプライチェーン内のライセンス料の配分を決めるべきとの意見もある。
- サプライヤーがライセンス交渉に関与する機会を与えられなかった場合には、サプライヤーはライセンス料を負担する責任はない旨の条項を、特許補償契約に盛り込むことが合理的という意見がある。さらに、サプライヤーは部品価格に応じた相当額以上を負担する責任を負わない旨の条項を、あらかじめ盛り込むことが合理的という意見、サプライヤーにライセンス料を負担させるのであれば、部品価格をSEPの技術的価値を反映した額にすることが妥当であるという意見もある。

(参考：「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」II.B.2)

4. SEPライセンスにおける論点： ②ライセンス条件の在り方（非差別的）

- 同じ標準技術であっても、その用途に応じて異なるライセンス料等を適用することが、非差別的といえるか否か、という点について、権利者・実施者間で主張が対立。
- サプライヤーがライセンスを受ける場合には、最終製品に応じたライセンス料等の適用は困難であるとの見解もあり、ライセンス先や合理的なライセンス料の在り方に関する論点とも関係。



SEP権利者の主張

同一の標準技術であっても、最終製品における技術の使われ方が異なれば、ロイヤリティの料率や額が異なるべき
(use-based license)



実施者の主張

同一の標準技術であれば、その技術の使用の手段や程度にかかわらず、同一のライセンスの料率や額が適用されるべき

(参考)「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」における記載

使途が異なる場合のロイヤルティ

- 情報通信技術の分野においては、同一の標準技術を搭載している製品であっても、その技術の機能（例：高速大容量、低遅延）を最大限活用している製品と、その技術の一部を利用しているに過ぎない製品との間で、特許権者がロイヤルティに差を設けることは、差別的ではないとする見解がある。

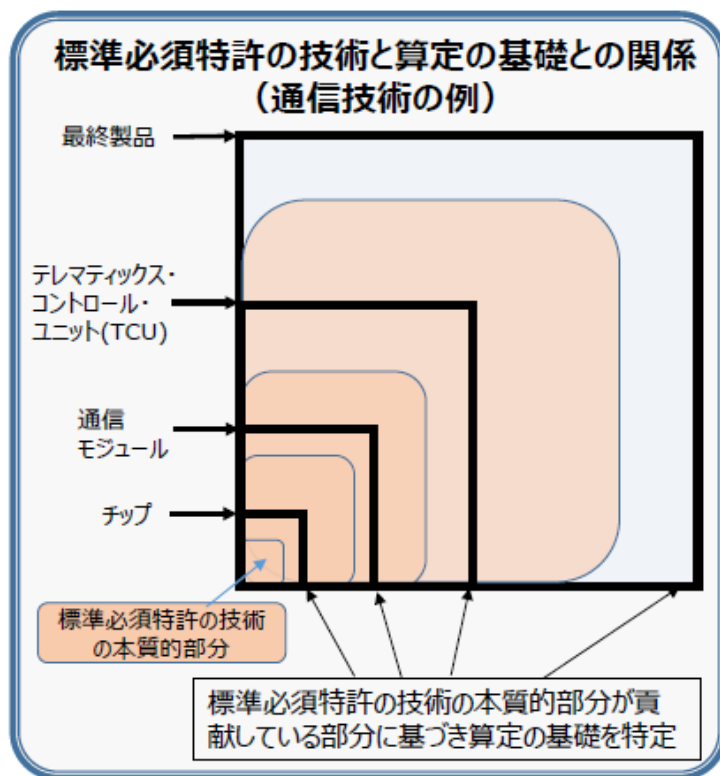
他方、実施者からは、同一の標準技術であれば、その技術の使用の手段や程度にかかわらず、同一のライセンスの料率や額が適用されるべきであり、技術の使用の手段によって異なる料率や額を認めれば、川下企業が生み出した価値を特許権者に配分することにつながり、「ex ante」の考え方に反することになるとの見解がある。

- サプライヤーがSSPPUの考え方に基づきライセンスを受ける場合は、供給した部品の用途が分からないため、最終製品により異なるロイヤルティを適用することは困難だとする見解もある。

(参考：「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」Ⅲ.B)

4. SEPライセンスにおける論点： ②ライセンス条件の在り方（合理的）

- 合理的なライセンス料の算定基礎として、標準規格が採用される最終製品全体の価格と、当該規格の技術が貢献していると考えられる部品（最小販売可能特許実施単位）の価格のいずれを採用すべきか、という点について、権利者・実施者間で主張が対立。
- SEPの技術の本質的部分が貢献している部分に基づき算定基礎を特定するという共通認識はある一方、過去の裁判例等では、合理的なライセンス料の算定方法は1つではなく、複数の方法があり得るという考え方が一般的。



SEP権利者の主張

市場全体価値 (EMV)

Entire Market Value

- SEPの技術が最終製品全体の機能に貢献し、製品に対する需要を牽引していると考えられる場合に採用され、最終製品全体の価格が算定の基礎となるという考え方



実施者の主張

最小販売可能特許実施単位 (SSPPU)

Smallest Salable Patent Practicing Unit

- SEPの技術が最小販売可能特許実施単位である部品のみで使われているのであれば、SEPが貢献していると考えられる当該部品の価格が算定の基礎となるという考え方

(参考) 「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」における記載

- SSPPUとEMVのいずれの考え方も、SEPの技術の本質的部分が貢献している部分に基づいて算定の基礎を特定しようとする点では共通。SSPPUやEMVのいずれかが唯一の算定の基礎というわけではない。
- SEPの技術の本質的部分が、チップよりも大きいデバイスの機能を動作させるものであり、チップそれ自体を超えてデバイスの機能に貢献をしている場合、チップの価格をSSPPUとして算定の基礎に用いることは、SEPの技術がもたらす真の価値を反映することにはならないという意見がある。

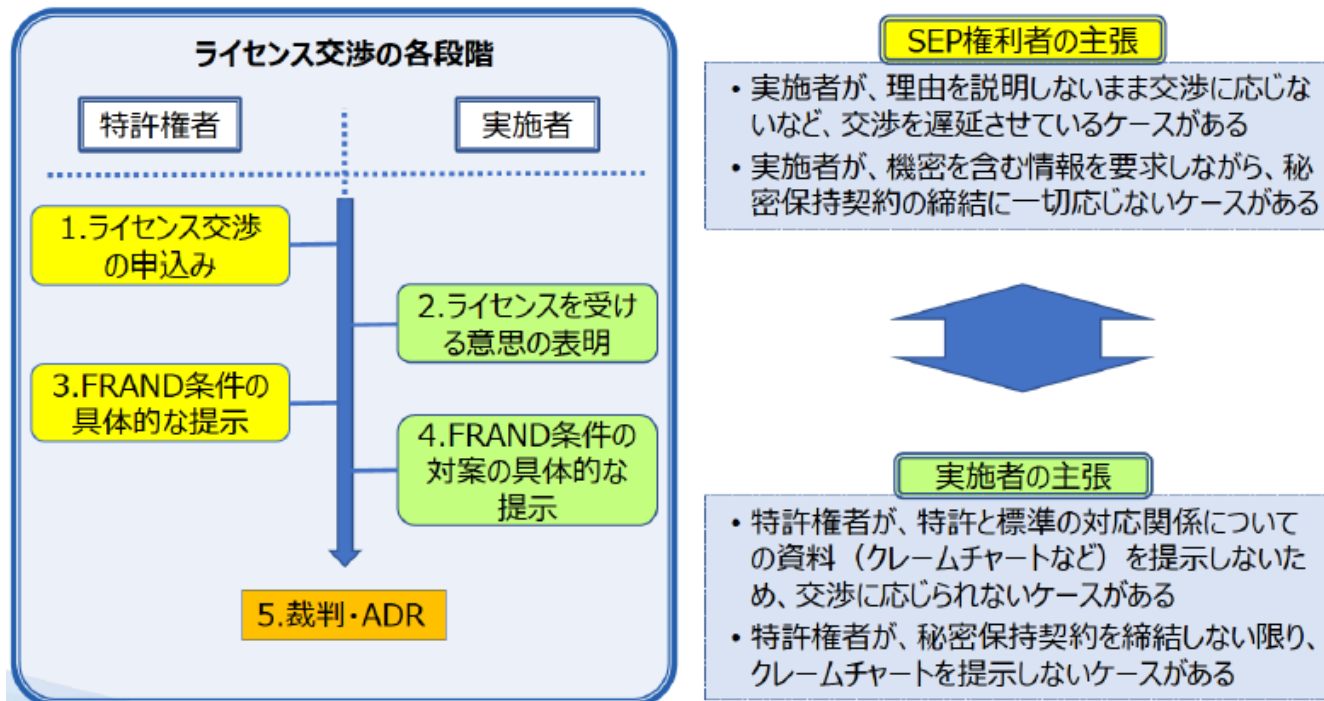
他方、SEPの技術の本質的部分の貢献が、チップ自体に閉じており、当該チップが独立して客観的な市場価値を有している場合は、チップの価格は算定の基礎として適切であるという意見がある。
- SEPの技術の本質的部分がチップを超える場合であっても、SSPPUは、SEPの技術が製品のどの部分まで貢献しているかを、積み上げ的に精緻に分析する上で、議論の出発点として有効であるとの意見がある。

他方、EMVを議論の出発点としつつ、標準規格に係る全てのSEPが最終製品に貢献している割合を乗じることにより、算定の基礎とする考え方も存在。

(参考：「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」Ⅲ.A.2)

4. SEPライセンスにおける論点： ③ライセンス交渉過程の在り方

- FRAND条件で誠実にライセンスを受けようとする実施者（willing licensee）に対しては、権利者によるSEPに基づく差止請求権の行使が制限されるという考え方が一般的。
- 誠実な交渉態度については、当事者（権利者・実施者）双方がライセンス交渉の各段階で取るべき対応を整理した欧州司法裁判所の予備的判決（CJEU判決）に基づく枠組みが有用とされている。その一方で、
 - CJEU判決には、当事者が提供すべき情報等が具体的に示されていないため、解釈の余地が大きく、当該判決の要件の具体化について、ドイツ地裁が欧州司法裁判所への質問付託を決定していたが、当事者間での和解により取り下げられた。
 - 英国最高裁は、CJEU判決の枠組みには状況に応じた柔軟性が組み込まれていると判示。ドイツ最高裁も、当該枠組みに則って検討を行いつつ、支配的地位の濫用に当たる行為は状況によって変わり得るとしている（ガイドラインと表現）など、具体的・明確な規律・ルールとはなっていない。



(参考)「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」における記載

- 特許権侵害があれば、特許権者は、原則、差止請求権を行使することができます。しかし、実施者がFRAND条件で誠実にライセンスを受ける意思を有する場合については、各国の裁判所は、FRAND宣言されたSEPの保有者による差止請求権の行使を認めることに制限を加えている点で概ね一致しています。

(中略)

- では、誠実な交渉態度とは何か。ライセンス交渉の進め方は、当事者間で個々のケースごとに、特許が実施されている国の法律や裁判例などを考慮して判断される必要がありますが、特に注目されているのが、Huawei対ZTE事件における2015年の欧州司法裁判所の決定です。そこでは、特許権者と実施者それぞれがライセンス交渉の各段階で取るべき対応を整理し、両当事者間の誠実な交渉の枠組みを示しました。この枠組みは、欧州における競争法の観点から交渉のルールを詳述したものであり、各国の裁判所の判断が必ずしもこの枠組みに基づいて行われるものではありません。しかし、この枠組みは、FRAND宣言されたSEPの交渉ルールを規定する法的根拠に関する各国間の違いにかかわらず、特許権者がFRANDに基づく義務を満たし、実施者が差止めを受けるリスクを最小化するような、誠実な交渉を促進する考え方として有用であると考えられています。
- 他方、この枠組みには、各交渉の段階において当事者が提供すべき情報の範囲や応答期間などが具体的に示されていません。詳細が定められていないことがむしろ交渉の柔軟性を高めているという声もある一方で、ライセンス交渉の予見可能性を低くしているとの声も聞かれます。

【目次】

1. 標準化とS E P

2. S E Pの重要性の高まり

3. S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

4. S E Pライセンスにおける論点

(参考) S E Pライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向 (詳細)

2000年代の主要動向

□ SEPに関する政策等の動向

なし

□ 標準化機関の動向

公的な国際標準化機関（ITU、ISO、IEC）は、標準規格策定を円滑化するため、共通パテントポリシーを策定（2007年）。

□ SEPに関する裁判事例、当局の措置例

➤ 欧州

- 欧州委員会が、複数の携帯端末・半導体メーカーの申立てに基づき、Qualcommを競争法違反の疑いで調査（2007年開始、2009年打ち切り）。

➤ 米国

- 連邦最高裁が、差止請求が認められるための4要素を判示（eBay対MercExchange、連邦最高裁、2006年）。
- 連邦地裁が、Qualcommが標準策定にあたっての情報開示義務に違反したと認定（Broadcom対Qualcomm、連邦地裁、2007年）。

➤ 韓国

- 韓国公正取引委員会が、Qualcommと携帯端末メーカーのライセンス契約における条件が優越的地位の濫用・不公正な取引行為にあたるとして課徴金を決定（2009年）。

➤ 日本

- 公正取引委員会が、Qualcommと携帯端末メーカーのライセンス契約における条件（NAP（Non-assertion of patents provision）条項）について、排除措置命令を発出（2009年）。後に、排除措置命令を取消（2019年）。

2010年代前半の主要動向

□ SEPに関する政策等の動向

➤ 米国

- 連邦取引委員会（FTC）がホールドアップを問題視。差止請求権行使の可否にあたっては、FRAND宣言がなされていることを考慮すべきとした（The Evolving IP Marketplace: Aligning Patent Notice and Remedies With Competition、FTC、2011年）。

□ SEPに関する裁判事例、当局の措置例

➤ 米国

- 裁判所がSEPのライセンス料率を初めて判断。Motorolaが2.25%のライセンス料率を要求したのに対して、裁判所は2桁以上低い料率（0.001～0.009%）を決定（Motorola対Microsoft、連邦地裁、2013年）。
- 合理的なロイヤルティには複数の算定方法があり得ること、FRAND宣言が差止請求を直ちに禁ずるものではないこと等を判示（Apple対Motorola、連邦控訴裁、2014年）。
- EMV（全体市場価値）を合理的なロイヤルティの算定基礎と得ること等を判示（Ericsson対D-Link、連邦控訴裁、2014年）
- 合理的なロイヤルティには複数の算定方法があり得、必ずしもSSPPU（最小販売可能特許実施単位）に基づいて算定しなければならない訳ではないこと等を判示（CSIRO対Cisco、連邦控訴裁、2015年）。

➤ 韓国

- SamsungのSEPに基づき、Apple製品の販売差止を容認（Samsung対Apple、ソウル中央地方法院、2012年）。後に、控訴審の審理中に和解。

➤ 日本

- SamsungのSEPに基づく差止請求は、「特許法の目的である産業の発展を阻害する」として認容せず。また、損賠賠償請求は、「FRAND条件でのライセンス料相当額を超える部分は権利濫用だが、ライセンス料相当額の範囲内なら権利濫用にあたらぬ」と判示し、ライセンス料相当額の損害賠償（995万円5,854円（推定料率：0.0023%））を認容（Apple対Samsung、知財高裁、2014年）。

2010年代後半の主要動向①

□ SEPに関する政策等の動向

➤ 欧州

- 欧州委員会が、欧州議会等に向けたコミュニケーション（連絡）の形式で、公正かつバランスのとれたSEP関連制度を構築するためのガイダンスを公表（Communication from the Commission to the Institutions on Setting out the EU approach to Standard Essential Patents、欧州委員会、2017年）。
- 欧州委員会が、特にIoT技術分野にフォーカスして対策を検討するためのSEPに関する専門家グループ（SEPs Expert Group）を設立（2018年）。
- 欧州議会が、上記コミュニケーションで提案されたアプローチの有効性を検証し、Huawei対ZTE（欧州連合司法裁判所、2015年）で示された交渉の枠組みが、全ての利害関係者の利益を効果的に満たしているかを評価する報告書を発出（Standard Essential Patents and the Internet of Things、欧州議会、2019年）。

➤ 米国

- 司法省/特許商標庁が、①特許法・契約法に、SEPに特定の評価方法を要求する規定や、ライセンスを部品と関連させて算出することを求める規定はないこと、②厳格なSSPPU（最小販売可能特許実施単位）ルールは、イノベーションへのインセンティブを弱体化させる恐れがあると表明（HTC対Ericsson控訴審へのアミカスキュリエ、2019年）。
- 特許商標庁/国立標準技術研究所/司法省が、司法省/特許商標庁による2013年の政策声明（SEPに基づく差止めが制限される可能性がある旨を記載）を撤回し、①FRAND宣言は特定の救済策の妨げとなる必要は無く、②正当な理由があれば、SEP侵害に対して差止めを含む全ての救済が利用可能である、との政策声明を発表（Policy Statement on Remedies for Standards-Essential Patents Subject to Voluntary F/RAND Commitments、2019年）。

➤ 中国

- 北京市高級人民法院が、SEPに関する誠実交渉義務等を記載したガイドラインを発表（特許権侵害判定のガイドライン、2017年）。
- 広東省高級人民法院が、通信分野のSEP紛争案件の審理に適用され、その他の分野のSEP紛争案件に参照適用されるガイドラインを発表（標準規格必須特許紛争事件の審理に関する業務ガイドライン（試行）、2018年）。

➤ 韓国

- 韓国公正取引委員会が、SEPに関する誠実交渉義務等を記載した審査指針を発表（知的財産権の不当な行使に対する審査指針、2019年）。

➤ 日本

- 公正取引委員会が、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（知的財産ガイドライン）の改定版を発表（2016年）。
- 特許庁が、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」（ライセンス交渉手引き）を発表（2018年）。

2010年代後半の主要動向②

□ 標準化機関の動向

IEEEとITUは、FRAND宣言の考え方を明確化するため、IPRポリシー等を改訂。IEEEでは、改訂後も一部の企業から反対が示されている。

➤ IEEE

- 以下のような内容を盛り込む形で、パテントポリシーを改訂（2015年）。
 - ✓ 合理的実施料率の算定において、発明的特徴が特許発明を実施する最小販売規格適合製品に貢献する価値を考慮すること（SSPPU（最小販売可能特許実施単位）の採用を示唆）、同じ標準規格の全SEPが貢献する価値を勘案した上でSEPの価値を考慮すること（トップダウン型アプローチの採用を示唆）
 - ✓ 差止請求は原則的には認めないこと（実施者が裁判所の判決や裁定に従わない場合を除く）
 - ✓ FRAND宣言の義務は必須特許の全ての譲受人、移転先を拘束すること
 - ✓ FRAND宣言者は互惠主義を選択できること 等
- 改訂後、当該改訂に反対する企業等が、米国内の標準化機関を管理する米国国家規格協会（ANSI：American National Standards Institute）に対して異議申し立て。
当該改訂に反対する企業の中には、2015年改訂に従う意思がなく、改訂前のパテントポリシーに従ってFRAND宣言を行う意思を表明する企業や、承認済みの標準規格について、特許をライセンスしないとして宣言書を出し直す企業も出た。その一方で、2015年の改訂前に提出した宣言書について、改訂パテントポリシーの写しを添付して宣言書を再提出（再提出は義務ではない）するなど、改訂への賛成表明とも理解できる行動を起こす企業も出た。
- こうした事態を踏まえ、IEEEは、2015年の改訂パテントポリシー発効日以前に標準化作業が始まった標準規格については、2015年改訂前のパテントポリシーに従うことを認めた。

➤ ITU

- ISOとIECの意見も反映の上、ITU-T/ITU-R/ISO/IEC共通パテントポリシーに基づくFRAND宣言に伴う義務は、全ての譲受人を拘束するものであること等を盛り込む形で、パテントポリシーガイドラインを改訂（2015年）。

2010年代後半の主要動向③

□ SEPに関する裁判事例、当局の措置例

➤ 欧州

- 欧州連合司法裁判所が予備的判決において、SEPに基づく差止請求訴訟が競争法違反に該当しない場合の判断基準として、当事者間の誠実なライセンス交渉の枠組み（以下、CJEU判決の枠組み）を提示（Huawei対ZTE、欧州連合司法裁判所、2015年）。
- 上記予備的判決以降、差止請求訴訟については、基本的にCJEU判決の枠組みの下で交渉過程を検討する判決が続いた（Unwired Planet対Huawei（英国控訴院、2018年）、Sisvel対Haier（デュッセルドルフ高裁、2017年）、Tagivan（MPEG-LA）対Huawei（デュッセルドルフ地裁、2018年）、Philips対Wiko（カールスルーエ高裁、2019年）等）。
- 類似する状況にある実施者に対して常に同一のライセンス条件である必要はなく、FRANDなライセンス条件は複数あり得ること等を判示（Unwired Planet対Huawei、英国控訴院、2018年）。
- 実施者がライセンス条件の非差別性を評価できるよう、権利者は実施者に対して、同じSEPを対象とする既存のライセンス契約の有無と、既存の契約がある場合には、そのライセンス条件を開示する義務があると判示（Unwired Planet対Huawei、デュッセルドルフ高裁、2019年）。
- Nokiaが、モバイル通信規格を採用したDaimlerの自動車に、自社のSEPを侵害するとして、ドイツの複数の地裁（ミュンヘン、マンハイム、デュッセルドルフ）に提訴。

DaimlerのサプライヤーであるContinentalは、AVANCI及びその会員企業をFRAND違反でカリフォルニア連邦地裁へ提訴するとともに、ドイツでの上記訴訟を停止させるよう要求する外国訴訟差止命令（ASI）の発行を申し立て。これに対して、Nokiaが、同申立てを禁ずるよう要求する暫定差止命令（AASI：Anti-ASI）の発行をミュンヘン地裁に要求し、ミュンヘン地裁はこれを容認（ドイツ初のAASI）（2019年）。

➤ 米国

- FRAND宣言後の誠実交渉義務について判示。Motorolaが提示したロイヤルティが高額だったこと、差止請求訴訟を提起した時期にFTCがMotorolaを調査していたこと等を踏まえ、当該差止請求訴訟は誠実公平義務に違反したと判示（Microsoft対Motorola、連邦控訴裁、2015年）。

➤ 中国

- 過重なライセンス料率が業界の正常な利益レベルを超えることを避けなければならないとしつつ、Huaweiが提示したライセンス料率はFRAND条件に合致していると判断。Samsung製品の差止を容認（Huawei対Samsung、広東省深セン市中級人民法院、2018年）。
- 国家発展改革委員会が、Qualcommが競争法に違反（市場支配的地位の濫用行為）したとして、60億8800万元（約1150億円）の制裁金を賦課（2015年）。

➤ 韓国

- 韓国公正取引委員会が、Qualcommが競争法に違反（市場支配的地位の濫用行為）したとして1兆300億ウォン（約1000億円）の制裁金支払いと是正措置を命令（2017年、最高裁で審理中）。

(参考) 欧州連合司法裁判所予備的判決に基づく誠実なS E Pライセンス交渉の枠組み

【欧州連合司法裁判所の予備的判決に基づく誠実なS E Pライセンス交渉の枠組み】

1. S E P 権利者が、被疑侵害者に対して、裁判所に訴えを提起する前に警告を行い
2. 被疑侵害者が、F R A N D 条件でライセンス契約を締結する意思がある旨を表明し
3. S E P 権利者が、具体的なライセンス条件を提示し
4. 被疑侵害者が、S E P 権利者からの申し出を拒絶する場合には対案を提示する
5. 当事者間でライセンス交渉が合意しなかった場合には、ライセンス料等の決定を裁判所等に求めることができる

<参考> 欧州連合司法裁判所による予備的判決の主文

1. 標準化機関が策定した規格に必須の特許を所有する特許権者が、標準化機関に対してFRAND条件による標準必須特許のライセンスを第三者に許諾する旨の取り消し不能な確約を行っている場合であって、その権利者が当該必須特許の侵害の差止め又は当該標準必須特許を使用して製造された製品の市場からの回収を求める訴訟を提起しても、以下の条件を満たす限りにおいては、反競争的行為を禁じる欧州連合の運営に関する条約（TFEU）102条下で支配的地位を濫用すると解釈してはならない。
 - 標準必須特許権者が訴訟提起に先立ち、まず被疑侵害者に対して、侵害されている標準必須特許を指定し、その侵害の態様を特定することによって侵害警告を行い、次に、被疑侵害者がFRAND条件でライセンス契約を締結する意思がある旨を表明した後に、標準必須特許権者がロイヤルティやその算出法を特定した書面による具体的な申し出を被疑侵害者に提示した場合であって、かつ
 - 被疑侵害者が当該標準必須特許の使用を継続し、標準必須特許権者の申し出に対して、真摯に、当該分野で広く認められた商慣行に従い、誠実に応答する（この点は、客観的要素に基づいて立証されなければならない、とりわけ遅延戦術の意味合いを含まないものでなければならない）のを怠っていた場合。
2. TFEU102条は、支配的地位にある事業者が、FRAND条件でのライセンス許諾を標準化機関に約束した標準必須特許を所有しながら、その標準必須特許の被疑侵害者に対して侵害訴訟を提起し、過去の使用料支払いと損害賠償を求めることを禁止していないと解釈しなければならない。

2020年以降の主要動向①

□ SEPに関する政策等の動向

➤ 欧州

- 欧州委員会は、知的財産に関する行動計画において、SEPライセンスの透明性と予見可能性を向上させる方針を記載（Action Plan on Intellectual Property to strengthen EU's economic resilience and recovery、欧州委員会、2020年11月）。
- 欧州委員会が設置した専門家グループが、活動報告書を公表。今後、SEP権利者及び実施者が、IoTを巡る状況の複雑さに起因する取引コストの増大、透明性の低下、不確実性の増大などの大きな課題に直面する可能性があるとし、主要な問題の分析とその改善提案を提示。ただし、全てのメンバーが当該問題及び提案に同意している訳ではないとしている（Contribution to the debate on SEPs、SEPs Expert Group、2021年2月）。
- ドイツ連邦議会及び連邦参議院が、改正特許法案を可決。特許法における特許権侵害に対する差止請求権の規定（第139条（1））には、個別の事案の特段の事情及び信義則の要件により、排他的権利が正当化されない、侵害者又は第三者にとって不相応な困難が生ずる場合に限り、差止請求が排除される旨、また、そのような場合には被侵害者は相当の金銭的補償を受けなければならない、また、このことが同条（2）の損害賠償請求権には影響を及ぼさない旨を追加（2021年6月）。今後、大統領による署名を経て公布・施行される予定。

➤ 米国

- 司法省が、AVANCIに対するビジネスレビューレターを公表。AVANCIの5Gプラットフォームについて、実際の運用を踏まえて競争法に基づき異議を唱える権利を保留しつつ、競争を阻害する恐れはないとの結論（2020年7月）。
- 司法省が、IEEEに対するビジネスレビューレターを公表。2015年のIEEEパテントポリシー改訂に際して出したビジネスレビューレターが、IEEEの特許ポリシーを承認したものと誤って解釈・引用されており、また当該レターの内容は近年の法制や政策の進展を踏まえると時代にそぐわないとした上で、①SEP権利者による差止請求権は失われていないこと、②合理的なロイヤリティを算定する正しい方法は1つでないこと、③ホールドアウトからSEP権利者が保護されること等を明確化（2020年9月）。

2020年以降の主要動向②

□ SEPに関する政策等の動向

➤ 中国

- 中国競争当局（SAMR）が、「知的財産権分野の独禁ガイドライン」を公布。SEP権利者が市場支配的地位を持つかどうかを判断する際の考慮基準を記載（2020年9月）。
- 北京高級人民法院が、「標準規格必須特許訴訟における法的問題と対策に関する調査報告書」を公表。SEP訴訟の法的問題について、典型的なケースを分析（2020年10月）。
- 知的財産分野に限らない動きとして、中国商務部は、「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」を公布し、即日施行。外国の法律・措置により、中国企業等と第三国の企業等との正常な取引が妨げられた場合に適用され、中国政府が不当な域外適用と判断した場合は、中国企業等が当該法律・措置に従わないよう禁止令を出せること、報告義務違反や禁止令違反への罰則等を規定（2021年1月）。また、外国からの制裁に対する中国の対抗措置を定めた反外国制裁法が、全国人民代表大会常務委員会で可決され、成立し、即日施行。「外国が国際法および国際関係の基本的な規範に違反し、さまざまな口実もしくはその国の法律に基づき、中国に対して抑止・抑圧をし、中国公民および組織に差別的な制限措置を講じ、中国の内政に干渉する場合」について、中国は相応の対抗措置を取る権利を有すると定め、具体的な対抗措置の内容として、対象主体に対する「ビザの発給拒否、入国拒否、ビザの取り消しもしくは国外追放」や「中国内の動産、不動産およびその他各種の財産の差し押さえ、押収、凍結」などの措置を規定（2021年6月）。

➤ 日本

- 経済産業省が、「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」を公表（2020年4月）。

2020年以降の主要動向③

□ SEPに関する裁判事例

➤ 欧州（ドイツ）

- ドイツ最高裁が、初のSEP関連判決。ライセンス交渉過程について、両当事者がCJEU判決の枠組みに則って誠実交渉義務を果たしていたかが争われた結果、SEP権利者による差止請求を容認。
権利者がクレームチャートを示して侵害の事実を伝えることは義務ではないこと、実施者は無条件にFRANDライセンスを受ける意思の表明をする必要があること、無差別要件は実施者に最も有利な過去のライセンス条件と同一のライセンス条件の申し出を要求するものではないこと等を判示（Sisvel対Haier、ドイツ最高裁、2020年5月）。
- マンハイム地裁が、SEP権利者によるモバイル通信規格を採用した自動車の差止請求を容認。Nokiaからの侵害通知に対して、サプライヤーをライセンス先として交渉すべきである旨を返答し、その後約2年間交渉を行わなかったDaimlerについて、ライセンスを受ける意思がなかったと認定（Nokia対Daimler、マンハイム地裁、2020年8月）。
- ミュンヘン地裁が、上記Nokia対Daimlerと類似の判示（Sharp対Daimler、ミュンヘン地裁、2020年9月）。
- デュッセルドルフ地裁が、①SEP権利者がサプライヤーからの求めに応じて、サプライヤーに対して優先的にライセンスする義務（License to Allの義務）の有無と、②過去のCJEU判決の要件の具体化について、CJEUへの質問付託を決定（2020年11月）。その後、当事者間での和解によりデュッセルドルフ地裁への訴えが取り下げられたため、CJEUへの質問付託も取り下げられた（2021年6月）。
- ドイツ最高裁が、2度目のSEP関連判決。2020年5月の判決と同様に、SEP権利者による差止請求を容認。
実施者が支配的地位の濫用の抗弁を主張するには、ライセンスを受ける意思を継続して客観的に示すことが求められること、CJEU判決の枠組みを尊重しつつも、支配的地位の濫用に当たる行為か否かの判断に際しては、事案に応じてより厳しい又はより緩やかな交渉義務が正当化される場合もあること等を判示（Sisvel対Haier、ドイツ最高裁、2020年11月）。
- カールスルーエ高裁は、SEP権利者による携帯端末メーカーWikoへの差止請求を容認。Wikoは、CJEUがデュッセルドルフ地裁からの質問に対する判決を下すまで訴訟を停止するよう求めたが、同高裁は不要と判断（Sisvel対Wiko、カールスルーエ高裁、2020年12月）。

➤ 欧州（英国）

- 英国最高裁は、ETSIがそのIPRポリシーに基づき作成した契約上の取決め（IPR宣言書によるFRAND宣言）は、英国裁判所に多国籍特許ポートフォリオのグローバルライセンスの条件を決定する管轄権を与えるものである（特許の有効性及び侵害の問題は特許権を付与した国の裁判所で決定される）、と判示。
併せて、非差別性の問題について、最も有利なライセンス条件と同等の条件でライセンスを供与する必要はない（非差別性の義務は、厳格なものではなく一般的なものである）こと、競争法の問題について、欧州司法裁判所の予備的判決で示された交渉手順に従うことは義務的なものではなく当該判決には状況に応じた柔軟性が組み込まれていること、救済の問題について、損害賠償は差止めの適切な代替とはならないこと等を判示（Unwired Planet対Huawei／Conversant対Huawei・ZTE、英国最高裁、2020年8月）。

2020年以降の主要動向④

□ SEPに関する裁判事例

➤ 中国等

- Huawei対ConversantのSEP関連訴訟において、Huaweiは、南京中級人民法院に対して、Conversantの中国特許の非侵害とライセンス料率の確認を求めて提訴し、同院は有効とされたSEPのライセンス料率を決定（2019年9月、Conversantは最高人民法院に上訴）。一方、Conversantは、デュッセルドルフ地裁に対して、Huaweiによる欧州特許の侵害訴訟を提起し、同地裁は侵害を認定して、ドイツでの差止を判示（2020年8月）。
最高人民法院は、Huaweiの求めに応じて、Conversantに対して同院の最終判決の前に当該差止判決の執行を申請してはならないこと等を命令（ASI）し、もし違反した場合には100万人民元（約1600万円）／日の過料を課すとした（2020年8月）。
- InterDigital対XiaomiのSEP関連訴訟において、Xiaomiは、武漢中級人民法院に対して、グローバルライセンス料率の決定を求めてInterDigitalを提訴（2020年6月）。一方、InterDigitalは、デリー高裁に対して、Xiaomiによるインド特許の侵害訴訟を提起（2020年7月）。
武漢中級人民法院は、Xiaomiの求めに応じて、InterDigitalに対して同院の最終判決までデリー高裁での差止請求の取下げ又は一時停止を命令（ASI）し、もし違反した場合には100万人民元（約1600万円）／日の過料を課すとした（2020年9月）。これに対して、デリー高裁は、InterDigitalからの求めに応じて、Xiaomiに対して武漢中級人民法院の命令の執行の差止を求めるAASI（Anti-ASI）を発行（2020年10月）。
※ミュンヘン地裁と武漢中級人民法院の間でも、同様の事態に発展。

➤ 米国

- 連邦取引委員会（FTC）が競争法違反の疑いでQualcommを提訴した訴訟において、FTCの主張を認めた地裁判決を控訴審が破棄し、Qualcommの中核的な事業慣行を禁止する連邦地裁の差止命令を取り消し。
Qualcommには競合チップメーカーに対してライセンスする競争法上の義務はなく、携帯端末メーカーに対してのみライセンスする方針はシャーマン法違反ではないこと、QualcommがFRAND宣言に違反していたとしても、その救済は契約法又は特許法に基づいて行われるべきものであり、今回の（競争法上の）判断に影響しないこと等を判示（FTC対Qualcomm、連邦第9巡回区控訴裁判所、2020年8月）。
※原審（カリフォルニア連邦地裁、2017年）では、Qualcommのモデムチップに関する事業慣行（競合チップメーカーへのライセンスを拒否していること、携帯端末メーカーがライセンス条件に合意するまでモデムチップを販売しない「ノーライセンス・ノーチップポリシー」等）が競争法違反であるとし、当該事業慣行の見直しを求める差止命令を下していた。